金融商品の税制 ⑤

外貨建て商品 どれがお得？

最近の円高で、夫婦は外貨投資にも関心があります。外貨建て預金や債券などの仕組みは以前学びましたが、税金がどのようにかかるかは見当がつきません。再び教授を訪ねました。

夫　外貨商品の税制も詳しく知りたいのですが。

妻　あなた、外貨にまで手を出していたの？

夫　まさか……。

教授　外貨預金と外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）から説明しましょう。両商品は、通貨や運用期間が同じであれば利回りやリスクに大差はありませんが、課税面では大きく異なることを知っておいてください。「購入後に円安が進んで元本に為替差益が発生した場合、外貨預金は課税されますが、外貨MMFは非課税」（税理士の林裕二さん）です。

例えば1ドル＝100円の時にドル建ての預金、MMFをそれぞれ1万ドル（百万円）購入。その後一二五円で解約したら、円に戻すと二十五万円の差益が生じます。預金なら、この利益は雑所得とみなされ、総合課税の対象です。

普通の会社員は給与以外の所得が年二十万円を超えると確定申告の必要があります。差益二十五万円でいくら税金をとられるかはその人の収入や家族構成で違いますが、数万円程度になる場合が多いようです。実際には銀行から税務署へ支払い調書が提出されず申告しない人もいるようですが、MMFならそもそも非課税です。なお預金やMMFの利息・収益分配金には二〇%の税金がかかります。

娘　税制面では外貨MMFが有利というわけね。

教授　円高で為替差損が生じたときは別です。外貨預金なら差損分を他の雑所得から差し引くことができ、課税対象額を圧縮できることがあります。厚生年金など公的年金の収入は雑所得に分類されるので、為替差損を確定申告すれば、源泉徴収された税金の一部が還付されるかもしれません。他の外貨建て預金の為替差益や、個人年金保険の収益なども雑所得扱いなので為替差損と相殺できます。

一方、MMFにはこの仕組みがありません。為替差損が出たら結果的に預金の方がMMFより有利になることもあります。もっとも失敗を前提に運用する人はまれですが。

妻　失敗するとわかっていたらしないわよ。結婚も……。

夫　次、いきましょう。

教授　債券の税制は極めて複雑。満期前に売った場合と満期まで保有した場合で大きく違います。さらに外債には主に定期的に利息を受け取る「利付債」と、利息がつかない分、最初に割り引いた価格で購入できる「割引債」（ゼロ・クーポン債）の二つがあり、この二つの課税法が異なります。初めに途中売却を前提に説明します。

割引債の売却益 50万円まで控除

まず利付債。米国の利付国債Ⓐを購入した場合を右表に示しました。額面で一万ドル分買えば年三百ドルの利息が出ます。ここから二〇%の税金が源泉徴収され、手取りは二百四十ドル。これを満期前に売ると、たとえ円安や金利低下で価格は上昇）で利益が出ても一切課税されません。円安の恩恵を狙いつつ、定期的に現金収入が欲しい人に向いているといえるでしょう。

妻　割引債は？

教授　Ⓑの米割引国債なら額面一万ドル分は九千三百三十ドル出せば買えます。時間がたつにつれて利息相当分が加わる形で価格が上昇し、満期時に一万ドルが戻ってきます。保有している間は現金収入はありませんし、利息相当分への課税もありません。

途中売却すると、価格上昇分や為替差益を含めた売却益は原則、譲渡所得として総合課税の対象になります。ただし売却益から五十万円を差し引ける「特別控除」制度があります。つまり「売却益が五十万円以下なら課税を避けられる」（林さん）のです。

妻　売却益が五十万円以下で課税されない場合、利息に二〇%税金がかかる利付債より、割引債が有利ね。

教授　定期的な利息収入が必要ないなら、割引債の選択が一考に値します。ただ五十万円よりずっと多額の売却益を想定し、例えば数千万円単位で外債を購入するようなときは、売却益への課税を気にしなくていい利付債がいいかもしれません。

要注意なのは満期まで保有する場合。円安などで利益（償還益）が出ると、利付債、割引債とも雑所得として総合課税になるからです。一日でも満期の前に売れば非課税になったかもしれません。

娘　外債は途中売却を前提に考えればいいのね。

外国株式は国ごとに違い

教授　外国株式についても簡単に説明します。上場銘柄を証券会社を通じて売却して得た利益（円換算後）は一般国内株式と同様、一〇%の申告分離課税となります。一方、配当金への課税は国ごとに違います。米国株はまず現地で一〇%が源泉徴収され、その残額に対し国内で一〇%が源泉徴収されるので実質的な税率は一九%。中国株は現地で非課税なので国内で一〇%源泉徴収されるだけです。

念のためですが、税制は将来、変わる可能性があります。税制面で有利だからと飛びつくのではなく、利回り、リスク、手数料などを総合的に判断するのが大切です。

イラスト・SMO

為替差益生じても MMFなら非課税

A 預金、MMFは為替差益への課税に差

	利息・収益分配金	元本の為替差益（円に戻したら）	元本の為替差損（円に戻したら）
外貨預金	20%が源泉徴収され課税は完了	雑所得として総合課税。原則、確定申告が必要	他の雑所得から差し引ける
外貨MMF	20%が源泉徴収され課税は完了	非課税	他の所得から差し引くことは不可
外国為替証拠金取引	—	金利相当額と合わせ、雑所得として総合課税。原則、確定申告が必要	他の雑所得から差し引ける

（注）外貨預金を円に戻さず外貨のまま保有すると原則、為替差損益は認識されず課税対象とならない。いずれも支払い調書は税務当局に提出されない

B 国外で発行された外貨建て債券の課税は、利付債と割引債で異なる

	利息	途中売却		償還	
		利益	損失	利益	損失
利付債	20%が源泉徴収され課税は完了	非課税	他の所得から差し引くことは不可	雑所得として総合課税。原則、確定申告が必要	他の所得から差し引くことは不可
割引債（ゼロ・クーポン債）	—	譲渡所得として総合課税、50万円の特別控除がある。原則、確定申告が必要	給与所得など他の所得から差し引くことができる	雑所得として総合課税。原則、確定申告が必要	他の所得から差し引くことは不可

（注）利付債は、表面利率が著しく低いものなどを除く。いずれも支払い調書は税務当局に提出されない

C 外国上場株式への課税は国によって異なるケースも

	譲渡益	配当金	支払い調書
米国	10%の申告分離課税。原則、確定申告が必要	10%が米国で源泉徴収された後、残額に対し10%が源泉徴収される（合計税率19%）。その後、確定申告をして源泉徴収税額の控除や還付を受けることも可能	譲渡代金が1回30万円や、年間合計100万円を超えたり、配当金が1回5万円（年1回配当の銘柄は10万円）を超えると提出される
中国		10%が源泉徴収され（中国では非課税）、その後、確定申告をして源泉徴収税額の控除や還付を受けることも可能	

（注）譲渡益への税率10%は2007年末まで。AからCまですべて、一般の個人が国内の証券会社や銀行を通じて一般的な商品を売買したと想定

外貨建て債券の課税イメージ

	表面利率	残存期間	価格
Ⓐ米利付国債	3.0%	2年9カ月	99.5
Ⓑ米割引国債	—	2年3カ月	93.3

Ⓐを額面1万ドル分購入すると…
- 購入代金＝1万ドル×99.5÷100＝9950ドル
- 年間の手取り利息＝1万ドル×0.03×（1－0.2）＝240ドル
- 売却益は非課税

Ⓑを額面1万ドル分購入すると…
- 購入代金＝1万ドル×93.3÷100＝9330ドル
- 利息は発生しない
- 売却益は譲渡所得に。年間合計50万円以下なら課税されない

金言 3カ条

- 預金の差損は他の雑所得から控除
- 債券は途中売却すれば非課税も
- 税制変更も視野に、総合判断を